

女子の体育教材としての
格闘技をめぐる言説についての考察
—— 1920年代の体育書の記述に着目して ——

一 階 千 絵

A Study on the Discourses of Martial Arts
as Teaching Material for Women:
Focusing on the Description in the Books
about Physical Education in the 1920's

Chie IKKAI

群馬県立女子大学紀要 第44号 別刷

2023年2月

Reprinted from

BULLETIN OF GUNMA PREFECTURAL WOMEN'S UNIVERSITY No. 44

FEBRUARY 2023

JAPAN

女子の体育教材としての 格闘技をめぐる言説についての考察

—— 1920年代の体育書の記述に着目して ——

一 階 千 絵

A Study on the Discourses of Martial Arts as Teaching Material for Women:
Focusing on the Description in the Books about Physical Education in the 1920's

Chie IKKAI

1 はじめに

日本の学校教育における体育科において、どのような身体活動や遊戯、競技が教材として採用されてきたか。学習指導要領等の規定類においては対象となる児童生徒の発達段階、社会の要請（体位向上、富国強兵政策下における兵士となるべき国民の養成、心身の健康の保持増進等）、各学校においては使用可能な施設設備用具などさまざまな要因により決定されていくが、明治11（1878）年の教育令により中等教育以上において男女別学が明記されて以降、性によっても教材としてふさわしい／ふさわしくないとされるものがあつた時期があつた。すなわち男女別修かつ教材となる競技にも違いのある状態が長く続いていた。「男子は武道、女子はダンス」という言い方はその内容を端的に表すものの一つである。

そのような性による区別は平成元（1989）年の学習指導要領改訂において解消され、さらに平成20（2008）年告示の中学校学習指導要領から武道・ダンス領域が第1学年・第2学年ともに必修となり、1・2年生全員が男女に関わらず武道とダンスを履修するという大きな改編が行われた。この改編により、学習指導要領上の指導内容における明示的な男女差はなくなった。¹女子体育の教材としてふさわしい／適しているとされてきた教材として代表的なのは、上記の言い方のようにダンスが挙げられる。一方翻ってみれば、武道は広く女子に行わせるにはふさわしくない／不適であるとされていたとも言える。さらに武道すなわち「道」の名を冠していないが組打ちなどの共通する身体技法を用いる格闘技一般もまた同様であるとみられる。

そこで本研究では、女子の学校体育が成立した時期と考えられる20世紀初頭、特に大正時代後半から昭和初期にあたる1920年代の体育に関する書籍群から、女子に不適とされていた活動の代表格である格闘技に関する言説を抽出し、その理由やそこにみられる女性観や体育観の一端を明らかにすることを目的とする。

なお、本研究における「格闘技」は、「2人が互いに組み合つて、投げたり抑えたり打ったり突いたりして、勝敗を争う運動」（（社）日本体育学会、2006、p.105）を指すものとする。具体的には、徒手格闘技として柔道、相撲、ボクシング、武器格闘技として剣道、薙刀、フェンシング、ならびにそれらに類する競技とする。

1 しかし、現実には学習者側、教師側共に様々な課題があり、多くの中学校や高等学校の現場では安易に男女共習授業に変えることができていないのが現状である（石塚ほか、2020、pp.277-278）

2 問題の所在

本研究では1920年代の体育に関する書籍群に注目する。この時期は第1次世界大戦をきっかけに日本経済が発展したことで「職業婦人」と呼ばれる働く女性が出て来、女性の解放と自立を推進すべく多くの婦人団体が作られ社会的活動も行われた。教育の面でも明治18（1885）年の高等女学校規定、明治32（1899）年の高等女学校令、明治34（1901）年の高等女学校令施行規則など法令上での基礎が固められた。体育の高等教育機関についても明治35（1902）年に私立東京女子体操学校²の創設、明治36（1903）年の日本体育会体操学校³の女子部設置、同年の女子高等師範学校⁴の国語体操専修科設置、大正11（1922）年の二階堂体操塾⁵の創立など、1900年前後に女子中等教育の急速な普及に伴いそこでの体操科の内容とその指導者を整備供給する必要から女子体育研究の必要性が認識され始めた（曾我，2019，p.163）時期である。

また近代体育を全体として推進したのは国家主義の理念であり、女子体育もまたこれに基づくものであり、それは「良妻賢母」の形成理念によって象徴されるものであったことは従来指摘されているところである。（上沼，1968，p.111）その中で教材として不適とされる競技にはどのような特徴がありどのような点が支障として扱われたのかを明らかにすることで、日本の女性スポーツ文化の理解の一助となると考えられる。

3 先行研究

19世紀末の女子体育並びにその教材についての研究としては、梶原宏子「高等女学校令以前の女子体育に関する史的考察」（日本体育大学紀要，41(1)，2011，37-58）、同「明治後期の日本における女子体育の発展：学校体育教材の変遷に着目して」（運動とスポーツの科学，17(1)，2011，23-32）が挙げられる。これらは明治中期から後期にかけての女子中等教育における体育教育の様子をとり上げたものであり、導入された教材としては各種の体操（スウェーデン体操など）、舞踊、行進遊戯（現在の社交ダンスに近い運動）等が挙げられている。しかし反対に忌避された教材は研究の対象外である。

春日芳美・友添秀則「戦前期日本の女子体育振興に関する史的研究：大正期を中心として」（体育学研究57，2012，177-189）では、（当時における）旧来の価値観や体育の状況を検討し、女子体育に対する批判や「虚弱」を肯定的に受け止める価値観の存在が女子体育の振興を阻んだこと、体育指導者間の主義の対立から共通する理論的枠組みを示すことが難しく体育の理論的研究が進まなかったこと、そのため大正期における女子体育振興は体育の改善よりも効果的に宣伝することに重きが置かれていたと指摘している。ここでは当時の女子体育の教材研究についての言及はあるものの、やはり忌避された教材は研究の対象外である。

その他、1920年代の女子体育の教材を扱った研究は多くあるものの、そこで体現される価値、すなわち健康な母体の養成、欧米諸国の女性並の活躍をするための体位向上などのためにどのような教材が選ばれたか、そこではどのような配慮が必要とされたかという視点によるものが多く、反対にふさわしくないと考え選ばれなかった活動に焦点を当てた研究は、管見の限りではほとんど進ん

2 現在の東京女子体育大学、東京女子体育短期大学の前身

3 現在の日本体育大学の前身

4 現在のお茶の水女子大学の前身

5 現在の日本女子体育大学の前身

でないものとみられる。

4 各種体育書における女子と格闘技の記述

4-1 身体への負担と女性観との齟齬

体育全体についての解説書には、そもそも女子についての言及のないものもあるが、男子との生理、心理的差異を比較した上で女性に対する適不適の述べられているものがみられる。

一例を挙げると、文部省の編纂した学校衛生叢書第二輯『女子体育』では、その1章としてアメリカのA.M. Galbraith, *Personal Hygiene and Physical Training for Women*. を抄録編纂したものが収録されているが、その中では以下の通り女子に有害であり改良の必要のある競技として以下のものが挙げられている。

「女子の身體の形状及び精神並に身體の緊張を永續し得ないことのため多くの女子に有害である競技や遊技が二三ある。尤もこれとて男子のやる方法を女子に適するやうに改良すれば差支へはないと思ふ。而して此の種類に屬するものとしては「フートボール」、「アイスホッケー」、「ポロ」、「バスケットボール」、「ボツキシング」、「フェンシング」、「ポロ跳」及び重體操である。」(文部省, 1923, p.199, 原文ママ (以下引用部分は同様))

本書は「女子体育」という名の初の女子体育理論書であり、以後の女子体育関係書にはここからの引用がしばしばみられ(片岡ほか, 1995, pp.65-66)、以後の女子体育に関する言説に影響を与えているとみられる。女子に適さない競技の中で格闘技としてはボクシング、フェンシングが挙げられており、特にボクシング(拳闘)をはじめとする徒手格闘技はしばしばその名が挙がってくる。

『女子体育』以降の体育書としては、藤原丑松『体育は如何にするか』(1926)で体育の意義目的、運動の分類、各種運動競技の解説、運動の生理的効果等について解説しているが、その中で「女子體育實施上の注意」(P.172)として以下のように男女の違いをもとに各種の運動が女子に適するか否かを述べている。

「運動に就いて……前述の筋肉を殊更に養ふべきこと、論ずる凡てが體育運動に就いてであるが更に大小取り混ぜて言はば

強力運動……男子程に必要なを認めない

(中略)

優美運動……男子は勇壯なるものを好み女はしなやかなるもの又はリズム的の動作を好む、

(中略)

歩行運動……男の勇往邁進の歩調を眞似ないで飽くまで輕快閑雅に歩まねばならぬ。」

ここで言う強力運動とは、同書 p.36にて例示されているが、角力、柔道は広汎に筋群を使う「一般的強力運動」に分類されている。他に一般的強力運動には綱引、重器具体操、小筋群の高度運動である「局部的強力運動」⁶には重量挙上運動、片脚相撲が挙げられている。これらの必要性を

6 原文では「二局部的強力運動」となっているが、前の「一般」の一の字を項目数と誤認した誤字と考えられる。

「男子程に」認めないとし、また勇壯、勇往邁進といった性質を持つ活動は男子のものであり女子は真似すべきものではないという見解を示している。また、この女子体育に関する記述は実質的に⁷以下の文章で締めくくられている。

「何れにもせよ、男女は根本的に差異あり、而も男に優つてゐるとは決して言はれない、人類の強健幸福は男の體育のみを以つて得らるべきものではない、男だけの體育をしても僅かに五〇%の改善しか出来ないのである。國家的見地から女子體育（男子の眞似事でない體育）を性的倒錯を来さざる範圍に建てる健實なる體育を眞實に考へ眞劍に行はなければならぬ。」（上掲書 p.175）

男女の差異を重視尊重し、また運動の内容によっては「性的倒錯」⁸につながるとしている見解は、良妻賢母の育成を目指すこの時代の女子体育の目的に沿ったものであると言える。そしてその中で強力運動に含まれる格闘技はふさわしい教材とされなかったのは無理からぬ見解であろう。

高橋清長『女子體育学原論』（1928）では、さらに格闘技の弊害を詳述している。武術に対しては大和魂を涵養するために行われてきており質実剛健な精神を鍛錬するのに有益な体育であると記しているものの、そこには男女の別については言及していない。（高橋、1928、pp.182-183）そしてその直後の記述では、女子に無効有害とする運動が列挙され、その中に拳闘、相撲、柔道等の徒手格闘技が含まれている。

「近年女子の體育が頓に振興の氣運に導かれて以來中には男子の運動競技に迄浸入してもすると稍々すると危険思想にかぶれ男子のなし得る運動が女子に出來ぬ譯けはないと云ふ様な極端な考へから女子に不適當な運動等を敢へて實施してゐる例さへある。」（高橋、1928、p.184）

「勿論女子にも例外はあり物好きな女は歐米に於ても尚男性的な運動を行ふ者もゐるが、女子でも野球も金棒も柔道も剣道も出来るだらう。それは練習と時間の問題であつて出来ないことはなからう。而して實際に行つてゐる例もあるさうだがかゝる男性的な金棒等の類は殊に女の肉體美を損せしめ肩の筋肉は隆起し見る人をして何等の美觀をも感ぜしめなくなる。又最近曲馬團の娘や物好きな女は拳闘を行つたり重量の持ち挙げを行つたり或は物好きな少數の女は柔道を研究したりしてゐるがそれは寧ろおんなとしての肉體美を傷けるから感心した運動法ではあるまい。」（上掲書 p.188）

「明かに、無効有害として考へられる運動は即ち重量競技、相撲、柔道、機械體操（特に金棒、平衡棒）等である。」（上掲書 p.189）

これらの競技を女子にとって無効有害とする根拠として、美や容貌を損なうといった女性観に反する活動であるからという精神文化的理由、脂肪が多く筋肉の少ない身体には負荷が大きいため、骨盤の構造上跳躍等による衝撃に注意を要するからといった医学生理学的な理由を挙げている。

7 実際には、この後に「附 關係研究問題」と称して女子の体育に関する研究課題が列挙されている。

8 この文献内では現在の用法ではなく、子宮など生殖器への悪影響、ひいては妊孕性の低下など女性としての身体機能を損なうことを指している。（藤原（1926）p.173など）

(上掲書 pp.184-190) そしてここでも乗馬について生殖器への悪影響の可能性を言及しており(上掲書 p.188)、女子の競技と将来の母体保護とは不可分な関係にあったことを指摘できる。

4-2 護身のための技術としての武術

しかしその一方で、女子の格闘技、武道を排除しない体育書も皆無ではなかった。

東京高等師範学校教授であった可児徳は、高野常政との共著『女子体操遊戯：理論実際』(1922)において、生理学的側面を中心に男女の発達の違いや女子の心身の特徴、体操や遊戯の教材について論じている。その中で「武術体操(武道)」について1章を割り、その教育的価値や女子に授けらるべき武術体操(武道)、教材(形)について以下の通り記載している。

「余は現代の女子にも、其心得とし身たしなみとして、薙刀の一手位は習得せしめし。又適當の道を得れば、女子にも柔道の一端を學ばせし。是れ身體的訓練を與ふるのみならず、女子に一種犯すべからざる確乎たる志操有をせしむる上に効果あるを信ずるに依ると云へり。

將來母となりて子女を養育する上に於て感化力大なる女子に、剛健なる氣風、摯實なる氣概尚武の精神を養成する、所の體育を施すは、女子教育上大切なり。」(可児・高野, 1922, pp.168-169)

「我國に於ける武術としては、擊劍、柔道、薙刀を其代表的のものとする。従來女子の武術として、行はれ來りたるものは、薙刀術なり。此歴史的關係により手、女子に課すべき武術体操は、薙刀なり。」(上掲書 p.177)

ここでは女子に最も勧める武道として薙刀を挙げ、その技能について詳細な記述をしている。しかし適切な方法(適當の道)を得られればという但し書き付きではあるが、柔道を學ばせたいともしている。その理由として確固たる志操を持たせるためとしており、現在にも通じる護身術としての武道の存在意義を求める言説の一端がみられる。

なお、薙刀はこの時期には既に女性に適した武器格闘技として知られていた。例えば十劍大神流の家元であった山辺春正もその著書『女式武道』(1907)で、柔術、懷劍を用いた居合とともに女子の「天理に合する」護身のための武道として薙刀を提唱しその技術を紹介している。(山辺, 1907, pp.119-173)その後、大正2年(1914)年の学校体操教授要目に課外での運動として薙刀が示され、昭和11(1936)年の第二次改正学校体操教授要目で「女子ノ師範学校、高等女学校及ビ女子ノ実業学校ニ在リテハ弓道、薙刀ヲ加フルコトヲ得」となり女子の正課体育に加えることが可能な教材となった。なお、柔道、劍道はここに示されなかった。(片岡ほか, 1995, p.48)

また明治から昭和にかけての生理学者、スポーツ評論家であった木下東作も、可児・高野と同様に自著『女子と運動競技』(1928)で自己防御の手段として武術を行う有用性を説き、適當な女子指導者がおり技の動きを用いた体操など内容を選んで行うという前提のもと、柔道、劍道、薙刀、弓術を勧め、また外国で行われている例としてフェンシングを挙げている。

「之(引用者注：武術のことを指す)を行ふ人は相當の技術上の習練が出來た暁には、自己防禦が出來得ると云ふ自信と、力の利用が巧みであると云ふ長所が同時に出來て來る爲め、徳操上の利益も決して少なくない」(木下, 1928, p.79)

女子教育の現場からも、実践女学校校長であった下田歌子は大正11(1922)年に雑誌に寄稿した

記事の中で自己防衛のための体力養成の必要性を説いている。

「婦人の體力の必要な事は（中略）一旦事あったときの必要であります（中略）内亂でも又は、暴漢に襲はれた事も其の内に含まれるのであります。此の一旦事あった時、體力が出来て居りませんと、悲惨惨絶の憂目を見なければならぬのであります。」（下田，1922，p.41）

また岐阜県の小学校訓導⁹であった高木精作は『現代女性體育原理とその實際』（1925）にて以下の通り述べている。

「女子に課し得る適當なる武術は薙刀、木刀、弓術、柔道（特に柔の型）である。これらの武術を練習するに當つては女子の身體に最も適應したやうに行はれなければならぬのは勿論、從らに流派に拘泥する必要はない。

柔道は護身法の雄たるものであるけれども、男子の如く攻撃的積極的になさしむる必要はなく、相手の攻撃を避けて自己を完全に置くことを練習するのが適當である。

何れの武術にしても女子の體力不相應な練習は慎むべきで、武具の輕重長短はその始に當つて適宜選擇せなければならぬ。」（高木，1925，pp.222-223）

相撲を女性向けに改良したと謳う「アウトゲーム」¹⁰を考案し、造形を中心に保育、教育分野の著述を発表していた栗津實¹¹は、著書『アウトゲームの栞：女子新體育技』（1925）で体育教材としての相撲の利点、並びに女子の運動として相撲に類する格闘技を考案した背景として以下の通りに護身としての側面を強調している。

「我國技角力は、洋式體育技に比して何等の遜色なく、且質朴簡易なる競技で、場所の廣狹に關せず行ひ得ること、尚武的なる我國民性に相應しい上に、護身力の鍊磨を兼ね得る點等を考へる時、世界屈指の模範的體育技であると推奨し得る」（栗津，1925，p.18）

「日本婦人が暴漢に會した場合など、前後の分別もなく捨て鉢的な態度に出るのは、各自の護身力に自信が無いためである。たとへ僅でも自己の護身力に自信のある者は咄嗟の場合に於ても、よく思慮ある行動を取り得るものである。」（上掲書 pp.19-20）

このうち高木は先術の通り岐阜県の小学校訓導であり、栗津は『アウトゲームの栞』の発行所の

9 『岐阜県教育』大正14年（目次一覧）によると、1925年当時は多治見小学校に所属している。（岐阜県立図書館，online）

10 運動競技としてのアウトゲームについては拙稿「栗津實『アウトゲームの栞：新女子體育技』における相撲競技改変の試み」（群馬県立女子大学紀要，37，2015）、同「民族スポーツにおける女子格闘技の競技化について—「アウトゲーム」を事例として—」（寒川恒夫研究室編，（2019）スポーツ人類学の世界～早稲田の窓から～，虹色社：東京）も参照のこと。

11 航空機に関する記事を少年向け科学雑誌に、紙飛行機や折り紙の作成方法を中心とした子ども向けの造形遊びに関する記事を保育関係の雑誌に寄稿していることが確認出来ている。しかし生没年、文筆業以外の活動等の詳細な人物像については不明である。

住所や同書発行前に寄稿した雑誌記事¹²から京都在住であったとみられる。女子の体育教材として格闘技に一定の理解を示す言説は、在京の中等教育以上の体育を論じる研究者に限ったものではないとみることができよう。しかし実際には女子の格闘技、なかでも徒手格闘技の教材化は進まず、体育教材に男女差がある状態が長く続いたことは「はじめに」でも述べたとおりである。

5 おわりに

ここまでのいくつかの体育書の記述をもとに、女子体育の教材としての格闘技の評価にまつわる言説をみてきた。

まず指摘できるのは、女子にとって格闘技は有害無効なものとして排除する見解の存在である。その理由として、筋肉骨格の構造上強い力を発揮する運動は不可能である、またひいては母となるための身体を損なうことにつながるため不適である、という医学生理学的見地からくるものが挙げられている。また、その結果筋肉の不必要な発達や「勇壮」「勇往邁進」といった男性的性質を持つ身体活動をするのは女性としての美を損なうという精神文化的見地から来るものもみられた。これらの理由により、格闘技は良妻賢母の形成という女子体育の目的にそぐわないと判断されてきたと考えられる。また、重量挙げ、綱引き、機械体操の一部も同様に不適切とされてきた競技、身体活動であったことがわかった。

その一方で、女子の格闘技に一定の価値を見出す者もみられた。しかしその言説群にしても男子と同様の活動を認めるものではなく、護身すなわち将来的に母体となる可能性のある身体の保護を目的としたものであり、あくまでも良妻賢母の育成という範疇を逸脱するものではなかった。比較的女子に適した格闘技としては武器格闘技である薙刀が挙げられるが、それは互いに距離を取って活動でき女性にとって有害とされる要素が少ないとみなされていたからと考えられる。また護身としての格闘技はその運動形態やその教授法は女子向けに選択、改良されるべきとされていたが、相撲を女性向けに改良する試みであった「アウトゲーム」は定着せず、実際には女性向けに選択改良された格闘技の実現は難しかったと言える。

以上、1920年代の日本という限られた時代、地域の女性の格闘技についての言説の検討を行ってきたが、現在でも女性アスリートの中には無月経等のリプロダクティブヘルス上の問題を抱えるケースがあることが知られている。女性スポーツと産む性としての身体機能の保護の問題は形を変えつつ常に存在しているものであり、体育・スポーツ・健康に関する諸科学において今後も検討を続けていくべき問題である。本研究が女性の身体文化の研究に何らかの貢献をすることができれば幸いである。

12 粟津政榮「アウトゲームに就て」(野球界, 1925年第7号(臨時増刊夏場所相撲号), pp.101-103) 末尾の「日本婦人體力改造同志會」代表として粟津實の名が見られ、同会の所在地は「京都市外山科四宮」となっている。

引用・参考文献（著者名五十音順）

- 粟津 實 (1925) アウトゲームの菓：女子新體育技. 日本婦人体力改造同志会出版部：京都（国立国会図書館デジタルコレクション）
- 粟津政榮 (1925) アウトゲームに就て. 野球界, 7, 101-103. (国立国会図書館デジタルコレクション)
- 石塚 論, 小松理那, 鈴木 剛 (2020) 保健体育授業における男女共習化が生徒の学びに及ぼす影響. 宇都宮大学教育学部研究紀要, 70, 277-289.
- 梶原宏子 (2011a) 高等女学校令以前の女子体育に関する史的考察. 日本体育大学紀要, 41 (1), 37-58.
- 梶原弘子 (2011b) 明治後期の日本における女子体育の発展：学校体育教材の変遷に着目して. 運動とスポーツの科学, 17(1), 23-32.
- 春日芳美, 友添秀則 (2012) 戦前期日本の女子体育振興に関する史的研究：大正期を中心として. 体育学研究, 57, 177-189.
- 片岡康子, 輿水はる海, 掛水通子監修 (1995) 女子体育の研究. 女子体育基本文献集, 大空社：東京
- 可児 徳, 高野常政 (1922) 女子体操遊戯：理論実際, 中文館：東京（国立国会図書館デジタルコレクション）
- 上沼八郎 (1968) 近代日本女子体育史序説. 不昧堂出版：東京
- 木下東作 (1928) 女子と運動競技. アルス運動大講座第4巻, アルス：東京（国立国会図書館デジタルコレクション）
- 下田歌子 (1922) 婦人と體力. 廓清, 2, 41-44.
- (社)日本体育学会 (2006) 最新スポーツ科学事典 平凡社,：東京
- 曾我芳枝 (2019) 戦前の女子体育に関する研究—安井てつの体育観と東京女子大学—, 掛水通子監修, 身体文化論を繋ぐ—女子・体育・歴史研究へのかけ橋として—, 叢文社：東京, 161-185.
- 高木精作 (1925) 現代女性體育原理とその實際. 平凡社,：東京（国立国会図書館デジタルコレクション）
- 高橋清長 (1928) 女子体育学原論. 日本女子体育研究会：東京（国立国会図書館デジタルコレクション）
- 藤原丑松 (1926) 体育は如何にするか. モナス：東京（国立国会図書館デジタルコレクション）
- 文部省編 (1923) 女子体育, 右文館：東京. 片岡康子, 輿水はる海, 掛水通子監修 (1994) 女子体育基本文献集, 10, 大空社：東京
- 山辺春正 (1907) 女式武道, 清水書店：東京. 片岡康子, 輿水はる海, 掛水通子監修 (1994) 女子体育基本文献集, 6, 大空社：東京
- ウェブサイト
- 岐阜県立図書館. 『岐阜県教育会雑誌』 目次. https://www.library.pref.gifu.lg.jp/gifuken-mokuji/kyoikukai_z/kyoiku_t14.htm (参照日2022年9月20日)